第3期岐阜県歯・口腔の健康づくり計画の変更

○計画の目的:歯科口腔保健に係る本県の現状や取組方針、行政及び歯科保健医療従事者等の役割分担を明確化し、県民の歯と口腔の健康づくりの環境

整備、行動・意識の改善を着実に推進する。

○変更の理由:現計画(計画期間:平成30年度~令和5年度)の中で、**中間年度の見直しを行う**こととしている。

また、昨年度の「**岐阜県民の歯・口腔の健康づくり条例」の改正**を踏まえ、必要な見直しを行う。

○変更の概要:○学齢期や成人期などのライフステージごとの数値目標の進捗を中間評価。

- ○中間評価や条例の改正を踏まえ、歯周病検診受診率の地域格差の是正やオーラルフレイル・口腔機能低下症への取組み等を充実。
- ○国の検討会において「在宅歯科医療をより推進するため各都道府県において現状を把握すべき」とされた複数の指標を追加。

基本的事項 基本施策 〇好産婦期(胎児期)、乳幼児期(むし歯予防のため、フッ化物の応用の促進) ライフステー ジごとの歯・ ○学齢期(小中学校でのフッ化物洗口や昼食後の歯みがきの実施を促進) 口腔の健康づ ○**成人期**(事業所での歯科健診や歯科保健指導の機会の確保/市町村における歯周病検 くりに関する 診・歯科保健指導と受診率の向上を促進) 目標・計画 ○**高齢期**(市町村における歯周病検診・歯科保健指導と受診率の向上を促進/口腔の虚 弱によって生じる健康への影響等について普及啓発) 定期的に歯科 ○介護が必要な高齢者(日常的な口腔ケアの必要性の周知、ケア方法等の普及) 健診等を受け ○障がい児(者)(障害児(者)・家族への口腔ケア指導、定期的な歯科健診・歯科保健 指導、食事指導等を促進/障がい児(者)の歯科ネットワーク協力歯科医の増加を図り、 ることができ 県民への情報提供を促進) ない人に関す ○無歯科医地区等に在住する通院困難者(巡回診療、歯科訪問診療による歯科医療の提供 る歯科口腔保 に向けた取組みを検討) 健目標・計画 歯・口腔保健 ○歯科□腔保健推進のための環境整備(□腔保健支援センターが実施する□腔保健情報の の推進に必要 提供による支援の充実) な社会環境の ○正しい知識の普及啓発 ○歯科口腔保健に必要な人材の確保、育成 整備に関する ○歯科口腔保健医療に関わる者の連携、協力 計画 ○歯科保健医療に関する調査、情報の提供 ○□腔がん対策(かかりつけ歯科医への定期受診、定期健診を勧奨) ○周術期口腔保健対策(周術期口腔機能管理ができる歯科医師・歯科衛生十を育成し、□ 腔機能管理の実施を促進) ○□腔外傷対策(病院と診療所の連携を図り、□腔外科の治療が受けられる体制づくりを 推進) ○災害対策(県歯科医師会と連携し、被災歯科医療機関での歯科保健医療体制を整備) ○地域包括ケアシステムにおける在宅歯科医療提供体制の整備(医療と介護

を必要とする高齢者が安心して療養できるよう在宅歯科医療提供体制を構築)

主な見直し内容

- ○学齢期(中間評価)
- ・「12歳児の1人平均永久歯むし歯経験歯数」は0.44歯 と減少する一方、市町村較差は10.1倍と悪化
- ⇒むし歯予防、歯周病予防等に対する各市町村の取組 み状況を把握し、地域格差を是正する旨を追加
- ○成人期 (中間評価)
- ・市町村での歯周病検診受診率は6.6%と目標を下回っており地域格差が大きい
- ⇒市町村の歯周病検診・歯科保健指導の受診率の向上 に加えて、地域格差の是正する旨を追加
- ○高齢期(中間評価)
- ・市町村での歯周病検診受診率は7.2%と目標を下回っており、地域格差も大きい
- ⇒市町村の歯周病検診・歯科保健指導の実施と受診率 の向上に加えて、地域格差を是正する旨を追加
- ○条例の改正
- ・オーラルフレイルを早期に把握し回復、予防する取 組みを推進する旨を、令和元年度、条例に新設
- ⇒オーラルレイルに対応できる歯科医師・歯科衛生士 等の人材育成を推進する旨を追加
- ⇒オーラルフレイルのスクリーニング等を目的とする ぎふ・さわやか口腔健診受診率の増加を目標に追加
- ○在宅歯科医療提供体制(指標の追加)
- ・在宅歯科医療を推進するため在宅歯科医療に従事す る歯科衛生士の状況の把握が重要
- ⇒「訪問口腔衛生指導を受けた患者数」、「歯科衛生 士を帯同した訪問歯科診療を受けた患者数」を追加